

令和4年1月26日

民間保育所在園児保護者 各位

座間市長 佐藤 弥斗
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための協力により登園自粛をした場合の保護者負担金等の取扱いについて（通知）

日頃より本市保育行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型インフルエンザ特別措置法に基づき、1月21日（金）から2月13日（日）までの期間において神奈川県が『まん延防止等重点措置』に適用されることとなりました。

同措置に伴う、神奈川県方針に従い、感染防止対策等を徹底します。

保育所等については、職員や園児が新型コロナウイルス感染症を発症し、かつ他の濃厚接触者がいる場合を除き、原則開園いたします。

しかしながら、座間市内でも新規感染者が増加しており、保育所等においても、職員及び園児の感染が散見されている状況で、このままでは、クラスターの発生も懸念されます。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて最大限の努力を行わなければならないことから、家庭での保育が可能である場合は、極力登園を控えていただきますようお願いいたします。

なお、同期間中に、上記理由により家庭での保育に御協力いただいた場合の保護者負担金について、日割りで減額します。（裏面参照）。

また、改めてのお願いとなりますが、次の事項について、御協力いただきますようお願いいたします。

- 1 期間中は、保育所を御利用いただくにあたり、上記趣旨を踏まえ、極力家庭での保育を優先していただきますとともに、登園を自粛される日時等については、お早めに園に御連絡いただきますようお願いいたします。
- 2 時差出勤等により送迎時間を変更する場合も園に御連絡いただき、登降園時間の分散化に御協力をお願いします。
- 3 毎朝の検温や風邪症状の確認等、健康観察に御留意いただくとともに、家庭内感染のリスクを踏まえ、お子様に限らず、同居の御家族に発熱等の体調不良が認められる場合についても、お子様の登園を控えていただきますようお願いいたします。
- 4 お子様や同居の御家族が、保健福祉事務所や医療機関の指示のもとPCR検査や抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合は、検査結果が判明するまでの間、お子様の登園を控えるようお願いいたします。また、速やかに、園へ御連絡ください。

- 5 園児や職員等の施設関係者が新型コロナウイルスに感染した場合、一定期間、臨時休園とさせていただく場合があります。臨時休園の実施や期間等につきましては、感染状況や保健福祉事務所の意見等を踏まえ決定させていただきます。

【保育料の日割り減額について】

1 実施期間、対象

令和4年1月21日から令和4年2月13日までの間に1日以上家庭保育を優先した、市内在住かつ認可保育所に在園する0～2歳児クラスの方。

※すでに支払が0円の世帯の方は対象外です

2 保護者負担金の算定方法等

日割り計算（※）が適用されます。

なお、保護者負担金は、減額前の金額で一旦お支払いいただき、後日口座へ減額分を還付します。納付書を選択されている場合は、別紙「保護者負担金還付先依頼書」を御提出ください。

※「保護者負担金（月額）×登園日数÷25日」（10円未満切り捨て）で計算します。

3 提出書類

保護者負担金を納付書で支払っている方のみ「保護者負担金還付先依頼書」を在園する保育所又は保育課に御提出（郵送可）してください。

※以前の減額措置で提出いただいた口座情報等がある場合は必要ありません。

※登園した日数については、在籍する園に確認しますので、登園日数を確認する書類の提出は必要ありません。

4 その他

- ・本通知の取扱いは、1の実施期間中とします。実施方針（宣言等）の変更により、期間が変更となった場合には、改めてお知らせします。
- ・変更後の保護者負担金（還付額）や振込日は後日通知します。

問合せ先
座間市役所子ども未来部保育課
TEL 046-252-7202